

はしがき

初めに、裁判官になって3年目に民事執行・民事保全事件を担当するまで、私自身、民事執行法や民事保全法をろくに理解できていなかったことを告白しなければならない。大学や司法研修所で基礎は教わったはずであるが、理論も手続もほとんど分かっていなかった。そこで、民事執行・民事保全事件を担当すると決まってからあわてて本を読みあさった。ところが、教科書・体系書は、学問的な水準は高いが、具体的な手続の流れがイメージできなかつた。これに対して実務解説書は、具体的な手続は詳しく解説されているが、基礎的・体系的な説明が省かれており、初学者が全体像を理解するには適さなかつた。このときの経験から、以下の条件を満たす民事執行法・民事保全法の本の執筆を思い立った。

①民事執行法・民事保全法を初めて学ぶ人が、制度の全体像と手続の流れを理解しやすいものであること、②そうはいっても単なる手続解説ではなく、理論的な説明もしっかりとされていて学問的な興味も湧くものであること、③具体的なケースに理論を当てはめるとどのように解決できるのかという実務への応用が示されていること、④どの手続の、どの段階で、どのような書類が使われているかが示されていてイメージを描けること、⑤通読するのが苦にならない面白い内容であること。

本書では、上記の条件を満たすために以下の工夫をした。①第1章で、民事保全→民事訴訟→民事執行という、民事紛争が解決に至るまでの流れを具体例を用いて説明し、第3章で各種の強制執行のアウトラインを示した。また、本書全体を通じて理解を補助するための図を多用した(図38 機関車民事執行法132頁等)。②判例や通説を紹介した上で、疑問点については積極的に私見を展開した(コラム21・違法執行・不当執行と国家賠償請求92頁等)。③現実に生じうるケースを数多く設定して、その解決策を示した(ケース目次参照)。④各事件類型ごとに模擬記録を用意した(I担保不動産競売事件記録312頁以下等)。⑤民事執行・民事保全に関する豆知識やエピソードをコラムとして豊富に織り込んだ(コラム13 執行官ってどんな人? 49頁等)

このような工夫により、民事執行法・民事保全法の体系的な理解と実務的な問題解決能力を読者が実践的に修得できることが本書の目的である。したがって、本書は、初めて民事執行法・民事保全法を学ぶ学習者(法学部・法科大学院学生、司法修習生、司法書士試験受験生等)から、実際に民事執行事件・民事保全事件に取り組んでいる実務家(裁判官、裁判所書記官、弁護士、司法書士、法律事務所職員、金融・不動産会社の社員等)まで、幅広い層の方を対象としている。

本書の普通の読み方は、本文を最初から読み進めていき、記録を参照する指示のある部分で該当する記録を見するという方法である(記録には、事件類型ごとのローマ数字と全ての事件を通したアラビア数字の番号をつけてあり、本文中で引用する場合には〔 〕の中にこれらの数字を入れている)。しかし、本書の記録は**単なる書式集ではなく**、原則として**一貫したストーリー**になっている。例えば担保不動産競売事件記録であれば、債務者が不動産に担保権の設定を受けるところから買受人に不動産を明け渡すまでの出来事が含まれている(さらに動産執行事件記録と債務者は共通)。したがって、各記録の冒頭にある時系列による説明(313頁)と記録を対照しながら読めば、手続の流れを物語のように把握することができる。なお、京都・大阪地裁の事件という設定になっているが、当然架空の設定であり、それらの裁判所で用いられている書式と完全に同一ではない。ほかにも、現実の問題に直面している実務家の方(や試験に直面している学生)は、ケースを読んで対策に役立てたり、コラムを拾い読みして執行・保全の世界に興味を持つきっかけにしていただければ幸いである。

最後に、本書の執筆に当たって貴重な助言や資料提供をいただいた中本敏嗣氏(大阪地裁執行センター部総括判事)、花木美夫氏(裁判所書記官)、細井孝文氏(同)、芦田幸雄氏(龍谷大学法学部非常勤講師・法律事務所職員)、安達隆治氏(同)、龍谷大学法科大学院の教え子である杉山文洋氏(判事補)、江崎由貴氏(研究生)、中岡元樹氏(登記官)、同大学ローライブラリアン中村有利子氏に心からの感謝を捧げたい。また、日本評論社の柴田英輔氏には欲張りな企画の実現のため、さまざまなアイデアを出していただいた。厚くお礼申し上げます。

2011年4月

平野哲郎